

婚姻届・出生届に関連する手続き一覧

在オークランド総領事館

できごと	手続き	概要
婚姻	婚姻届	外国の方式により婚姻する場合、婚姻成立日から3ヶ月以内に届出を行ってください。 届出は日本の本籍地役場に送付され、2ヶ月ほどで戸籍に記載されます。
	在留届	提出済みの在留届に変更がありましたら、変更届の訂正を行ってください。
	パスポート	・氏名・本籍に変更があった場合、 記載事項変更 または新しいパスポートの申請ができます。 記載事項変更の有効期間は、現在所持されているパスポートの有効期間終了までとなります。 ・外国人配偶者の氏に訂正する場合には、戸籍上の氏に変更されていることが必要です。戸籍上の氏に変更されていない場合は、必要性あれば「別名併記」（括弧書で外国人配偶者の氏を併記）となります。
	在外選挙	氏名に変更があった場合、 在外選挙人証記載事項変更届 が必要になります。
子の出生	出生届	出生日から3ヶ月以内に届出を行ってください。 届出は日本の本籍地役場に送付され、2ヶ月ほどで戸籍に記載されます。
	母子手帳	(社)親子健康手帳普及協会より提供を受けた母子健康手帳（親子健康手帳）を無償で配布します。
	パスポート	お子さんの出生事実が戸籍に記載されたら 新規パスポートの申請 ができます。パスポートを取得するまでに急に日本に帰国する必要がある場合は、「帰国のための渡航書」の申請ができます。 ※「帰国のための渡航書」では第三国への渡航はできません。
	在留届	お子さんのお名前等を在留届に追加してください。
	教科書	当館では次の条件を満たしている方に日本の教科書を無償で配布しています。 ①日本国籍を有していること②日本の義務教育学齢期の児童生徒③在留届を提出していること ④長期滞在者であること（NZの永住権を取得している場合、将来日本の中学や高等学校等に進学、または日本で就労する意思を持つ児童生徒は対象となります）
	在外選挙	満18歳以上の日本国民の方（但し、公民権を停止されていない方）で、日本で海外への転出届を行っている方。また、当館管轄地域に3か月以上お住まいの方（3か月未満の場合でも申請書を提出できます）は、 在外選挙の登録 ができます。
	国籍の選択	日本国籍を留保した子は重国籍となりますので、22歳までに国籍を選択しなければなりません。

詳細は当館 HP http://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji.html をご覧ください。